

平成 22 年度
環境技術実証事業
実施要領

平成 22 年 4 月

環境省

第1部 国負担体制による実施方法

第1章 実証事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証事業検討会」（以下、「実証事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、実証事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、分野別WGは当該分野に関する専門的知見に基づき、実証事業検討会を補佐する。

なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。また、より効果的な制度の構築のため、必要に応じ、ベンダー代表団体等も含めた拡大ワーキンググループ（ステークホルダー会議）を開催することができる。実証機関の選定手続きの審議に係る分野別WGや拡大ワーキンググループについては、議論の内容に企業秘密を含む場合があることから、非公開とすることができる。

4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告を行う。実証機関は、予算の範囲内において、各技術分野に複数設置することができる。

5. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

2. 環境省は、ある実証項目に関し適切な実証試験の方法が無い場合等には、実証試験方法開発機関に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

第4章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。
- (2) 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、分野別WGでの検討も踏まえつつ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。
- (4) 環境省は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第一部第7章の規定に従い、実証を行う。

※ 対象技術分野によっては、前年度までに実証機関として実証事業（モデル事業の間も含む）に参画した実績のある機関が、同じ技術分野について引き続き実証機関となることを希望する場合、当該機関が、(1)の募集期間内にその旨を環境省の定める様式にて環境省に通知することをもって、(2)の申請に代えることができる。

2. 実証機関選定の観点

実証機関の選定に当たっては、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9 0 0 1（ISO 9 0 0 1）「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 1 7 0 2 5（ISO/IEC 1 7 0 2 5）「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証業務にかかる記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・技術分野に関する十分な実績を有していること
 - ＊ 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必

要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない)

- * 自ら試験研究機関を持たない機関については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証申請者等によって異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

(6) 経費積算等の妥当性

- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること

第5章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する実証申請者は、実証機関に申請することとする。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (3) 実証機関は、申請された技術の中から、2. の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。
- (4) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されな